

(明治三十一年四月三日 逓信省認可)

# 三重縣公報

第千十七號

明治三十年十一月十九日

金曜日

## ○訓令

●三重縣訓令甲第九拾四號

|     |     |     |      |      |     |
|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 郡役所 | 警察署 | 全分署 | 監獄支署 | 縣立學校 | 全病院 |
|-----|-----|-----|------|------|-----|

本年(三月)訓令甲第二十四號地方稅收入支出科目收入之部勸業費雜入ノ次へ地方稅取扱費雜入ノ中科目及過渡金過年度返納金ノ小科目ヲ追加ス

明治三十年十一月十九日  
三重縣知事 田邊輝實

○彙報

●北海道移住民心得 北海道移住民規則ハ本年(四月)拓殖務省令第三號ヲ以テ發布セラレ團結移住ニアリテハ規約ヲ締結シ府縣知事ノ証明ヲ受ケタルモノニ對シ北海道廳ニ於テ特別ノ待遇ヲ享クルコトヲ得ヘク又單獨移住ニアリテモ團結移住ニ準シ証明及特待ヲ享クルヲ得ヘシ其手續ヲ知ラント欲スルモノハ郡市役所ニ就キ承合スヘシ

○廳中事項

●叙任辭令

十一月十五日分

任三重縣屬

鈴木信太郎

三重縣屬、鈴木信太郎

月俸金拾壹圓給與

內務部第五課勤務ヲ命ス  
十一月十六日分  
屬、鈴木信太郎

三重縣監獄書記、村上敏

依願免本官

●轉任 鈴鹿郡書記木村銘太郎ハ本月十三日遞信屬(九級俸)ニ任命ナリタリ

●官吏發着

本月十三日愛知縣へ出張ノ坂木典獄ハ去ル十四日歸廳セリ

明治三十年十一月十九日印刷發行

三重縣廳

印刷所 三重縣津市釜屋町廿一番地  
鈴木信太郎所 鈴木信太郎所